

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 7 月 2 日
【会社名】	株式会社東京都民銀行
【英訳名】	The Tokyo Tomin Bank,Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 柿 崎 昭 裕
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木二丁目 3 番11号
【電話番号】	東京(03)3582-8251 (大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 城 戸 洋 典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木二丁目 3 番11号
【電話番号】	東京(03)3582-8251 (大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 城 戸 洋 典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京都民銀行横浜支店 (横浜市中区本町二丁目22番地) 株式会社東京都民銀行船橋支店 (船橋市本町七丁目 6 番 1 号) 株式会社東京都民銀行戸田支店 (戸田市大字新曽字小玉218) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) (注) 横浜支店、船橋支店及び戸田支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【提出理由】

平成26年 6 月27日開催の当行第92回定時株主総会および普通株主様による種類株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年 6 月27日

(2) 決議事項の内容

第92回定時株主総会

第 1 号議案 株式会社八千代銀行との株式移転計画承認の件

当行と株式会社八千代銀行が株式移転の方法により共同持株会社となる株式会社東京TYフィナンシャルグループを設立し、両行がその完全子会社になる株式移転計画の承認をお願いするものであります。

第 2 号議案 取締役 8 名選任の件

柿崎昭裕、坂本隆、味岡桂三、高橋雅樹、石塚康雄、石塚和人、野邊田覚および岡部義裕を取締役に選任するものであります。

第 3 号議案 監査役2名選任の件

山梨雄司および渡邊進悟を監査役に選任するものであります。

第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

宮村百合子を補欠監査役に選任するものであります。

普通株主様による種類株主総会

議 案 株式会社八千代銀行との株式移転計画承認の件

当行と株式会社八千代銀行が株式移転の方法により共同持株会社となる株式会社東京TYフィナンシャルグループを設立し、両行がその完全子会社になる株式移転計画の承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

第92回定時株主総会

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第 1 号議案	308,884	789	0	(注) 1	可決 (98.60%)
第 2 号議案					
柿崎昭裕	298,456	11,206	0		可決 (95.27%)
坂本 隆	302,297	7,365	0		可決 (96.50%)
味岡桂三	302,262	7,400	0		可決 (96.49%)
高橋雅樹	302,274	7,388	0	(注) 2	可決 (96.49%)
石塚康雄	302,297	7,365	0		可決 (96.50%)
石塚和人	305,894	3,768	0		可決 (97.65%)
野邊田覚	307,383	2,279	0		可決 (98.12%)
岡部義裕	295,245	14,417	0		可決 (94.25%)
第 3 号議案					
山梨雄司	300,955	8,708	0	(注) 2	可決 (96.07%)
渡邊進悟	283,787	25,876	0		可決 (90.59%)
第 4 号議案	309,293	370	0	(注) 2	可決 (98.73%)

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。

(注) 2 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

普通株主様による種類株主総会

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
議 案	309,052	602	0	(注)	可決(98.66%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の議決権のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。